

OSSライセンス関連でよくある誤解 V4

本ドキュメントは、インターネットの記事やセミナーの質問等にて、よくある誤解をまとめたものです。初心者向けの内容であり、各社に共通しそうな一般的な内容としています。

本FAQの内容にコメント等がある場合は、本SWGへご参加いただけますと幸いです。

- ◆ 本資料は[Creative Commons CC0 1.0 Universalライセンス](#)の下でリリースされています。
- ◆ 記載内容について、[作成者、提供元は一切の責任を負いません](#)ので、ご承知のうえご利用ください。

【提供元：[OpenChain Japan WG](#)（FAQ作成SWG）】

【協力：[OSSライセンス研究所](#)】

QA一覧（目次）

1. (目次)
2. 禁止されていないければ、利用できる？
3. 他で利用実績があれば、利用できる？
4. OSSは特許侵害とは関係しない？
5. コミュニティへ投稿すると特許権の放棄は必須？
6. ライセンス文書の提示は、参考和訳の方が親切？
7. ライセンス文書の提供は名称やURLの記載だけでいい？ **NEW**
8. ライセンス文書の提供は紙への印刷が必要？ **NEW**
9. ライセンス文書を添付するとOSSの改変になる？ **NEW**
10. 代行作業であれば、ライセンス条件は関係なし？
11. 入手したOSSのライセンスを修正することは可能？
12. 自社で開発したOSSのライセンスを変更できる？
13. 改変したら、コミュニティへ提供する必要あり？
14. ソースコードの提供は開発元のURL紹介でOK？
15. ソースコードは誰に提供する？
16. OSSに含まれる他のOSSもライセンス遵守が必要？
17. 依存関係でダウンロードされたOSSは気にせず配布可能？
18. 両立しないライセンスのOSSを含むOSSを利用できる？
19. 動作しないならライセンスを守る必要はない？
20. 自動生成部分と一致したOSSのライセンス遵守が必要？
21. デュアルライセンスは両方のライセンスを遵守する？
22. デュアルライセンスへの貢献はデュアルライセンスにする？ **NEW**
23. 組込機器に組み込んだOSSは配布にならない？
24. 著作権表示は著作者名だけでOK？
25. 著作権表示は、ソースコードだけを確認すればいい？ **NEW**
26. OSSのWebサイトにあるドキュメントを利用できる？
27. OSSの書籍等に掲載されたサンプルコードを利用できる？ **NEW**
28. OSSを製品に組み込んでもOSSは免責される？ **NEW**

禁止されていないければ、利用できる？

Question

インターネットのWebサイトにて、プログラムをダウンロードできるようになっていました。特にライセンス条件がなく、商用利用も禁止されていないので、自社製品に同梱して利用してもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ 無償でダウンロードできるものがすべてOSSとは限りません。
- ◆ 著作権法では、複製したり、改変したり、配布したりする権利は、著作権者が専有しています。
- ◆ これらの権利について、著作権者が許諾していない限り、ネットに掲載されたプログラムを自社製品に利用することはできません。

他で利用実績があれば、利用できる？

Question

利用可能なOSSを調査していたところ、他部門で利用実績のあるOSSに必要な機能が含まれていることが分かりました。利用実績があるので、ライセンス条件は遵守可能とっていいですか？

Answer いいえ

- ◆ ライセンスを遵守できるかどうかはOSSの利用目的や利用方法により異なります。ライセンス条件を参照し、今回の利用方法で遵守可能であることを確認する必要があります。
- ◆ 例えば、社内利用であれば、OSSを配布する際の条件は関係ありませんが、今回、製品に含めるのであれば、配布する際の条件を遵守する必要があります。

OSSは特許侵害とは関係しない？

Question

OSSは、自由に利用することが許諾されているので、特許侵害は関係ないと思っていいますか？

Answer いいえ

- ◆ OSSの開発者が特許権を許諾していたとしても、その他、開発者以外の方が特許権を保有していることも考えられます。
- ◆ したがって、OSSの利用が特許権侵害になることがあります。

コミュニティへ投稿すると特許権の放棄は必須？

Question

OSSの開発コミュニティにプログラム投稿を行った場合、投稿者が保有する特許権を放棄しなければなりませんか？

Answer いろいろ

- ◆ 特許庁へ登録した特許権を放棄しなくてもいいです。
- ◆ 例えば、このOSSを利用せず、他社が開発した製品に対して権利行使*することは可能です。

*ここでの権利行使とは、差止請求や損害賠償請求のこと。

ライセンス文書の提示は、参考和訳の方が親切？

Question

OSSのライセンス条件にて、OSSを配布する際、ライセンス文書を添付する義務がありました。ライセンスが英文の場合、日本国内のお客様であれば、参考和訳だけを添付しておけばよいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSの開発者が提示した英文のドキュメントを添付する必要があります。
- ◆ 参考情報として和訳を提供する場合は、英文のライセンスが正式版であることを明確にしておく必要があります。

* ライセンス原文が英語以外の場合も同様に原則、原文の提示が必要です。

ライセンス文書の提供は名称やURLの記載だけでいい？

Question

OSS配布時にライセンス条件で定められている『ライセンス文書の提供』は、ライセンス名の表示、またはライセンス文書へのリンクを記載するだけでもよいですか？

Answer いいえ

- ◆ 多くのライセンスでは、ライセンス文書そのものを添付することを条件としています。
- ◆ ただし、ライセンス文書の代わりにライセンス文書へのリンクの記載でよいとしているOSSもあります。リンクの記載としたい場合は、それが認められているOSSかを確認してください。

ライセンス文書の提供は紙への印刷が必要？

Question

OSSのライセンスで定められている『ライセンス文書の提供』は、マニュアル等の紙に印刷しなければなりませんか？

Answer いいえ

- ◆ 必ずしも紙に印刷する必要はなく、多くのライセンスでは手段は限定されていません。
- ◆ OSSを再配布する形態によって、紙に印刷、電子ファイルを添付、アプリケーションの画面に表示など、受領する人が見ることのできるわかりやすい方法であれば良いです。
- ◆ ただし、一部のライセンスにおいては、UI上での表示を求めているものもあります。
- ◆ ライセンス条件にライセンス文書の提供方法が定められているかを確認してください。

ライセンス文書を添付するとOSSの改変になる？

Question

入手したOSSに著名なライセンスが適用される旨が記載されていました。しかし、配布時にライセンスを添付する義務があるにもかかわらず、ライセンスファイルが添付されていませんでした。このOSSに指定のライセンスファイルを添付して配布した場合、OSSを改変したことになりますか？

Answer いいえ

- ◆ OSSそのものを変更しているわけではないですし、ライセンス条件を遵守するための行為ですので、改変にはなりません。
- ◆ ライセンスが添付されていなかった場合、まずは、オリジナルを探し、そこにライセンスファイルが付いていればそれを付けてください。オリジナルにも付いていない場合、著作権者にライセンスを添付するよう依頼することをお勧めします。

代行作業であれば、ライセンス条件は関係なし？

Question

お客様からの依頼により、OSSをダウンロードしてインストールする作業を代行して行う場合、お客様へOSSを提供したとしても、特にライセンス条件を気にする必要はないと思っていますか？

Answer いいえ

- ◆ 多くのOSSでは、OSSを配布する際にライセンス条件を課しています。
- ◆ 自社内でダウンロードしたOSSを、お客様の事務所へ持ち込む場合は、OSSを配布していますので、ライセンス条件で定められた配布する際の条件を遵守する必要があります。

(参考)

ライセンス条件によっては、お客様からの依頼による場合は、配布とみなさないものもあり得ます。

入手したOSSのライセンスを修正することは可能？

Question

OSSのライセンス条件を確認したところ、配布先のお客様が遵守できない条件が記載されていました。OSSを配布する際、この条件を削除してもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSのライセンス条件を決定できるのは、著作権者だけです。
- ◆ 著作権者の許諾を得ない限り、OSSの配布者が、勝手にライセンス条件を変更することはできません。

自社で開発したOSSのライセンスを変更できる？

Question

自社が作成してOSSとして公開したプログラムのライセンスを変更して配布したいのですが、変更することができますか？

Answer はい

- ◆ このプログラムに自社以外からの貢献がまだ入っておらず、著作者が自社のみ状態であれば、自社の意志でライセンスを変更することが可能です。
- ◆ 既にこのプログラムに他者からの貢献が入っている場合は、すべての貢献者の同意を得られればライセンスを変更することが可能です。

変更したら、コミュニティへ提供する必要あり？

Question

OSSを変更した場合、変更したソースコードをOSS開発コミュニティへ提供する必要がありますか？

Answer いいえ

- ◆ ライセンスによりますが、多くのライセンス条件では、変更したソースコードの開発コミュニティへの提供は任意であり、義務とはされていません。
- ◆ ただし、ライセンス条件は、OSSの開発者が自由に設定できるため、利用するOSSのライセンス条件を確認する必要があります。
- ◆ なお、バグ修正を行なった場合は、OSS開発コミュニティへ提供して大もとのOSSを修正してもらう方が、OSSのバージョンアップ後に再度修正する手間が無くなるため、提供することをお勧めします。

ソースコード提供は開発元のURL紹介でOK？

Question

ライセンスの中には、ソースコードを提供する義務を含むものがあります。製品にOSSを組み込んだ場合、OSS開発者のダウンロードサイトのURLを記載しておけばいいですか？

Answer いいえ

- ◆ ソースコードの提供義務を負っているのは、OSSを利用している企業です。したがって、OSSのバイナリを製品に組み込んで販売するのであれば、販売する会社がソースコードも提供できるようにする必要があります。
- ◆ ソースコードを確実に提供する手段をとる必要があります。例えば、自社がコントロール可能なサイトからダウンロード提供する方法があります。

(参考)

OSS開発者のダウンロードサイトは、OSSのバージョンアップ時に、対象のソースコードがダウンロードできなくなったり、リンク切れになったりすることがあります。

ソースコードは誰に提供する？

Question

ソースコードの提供義務のあるライセンスのOSSを配布する場合、ソースコードをインターネットなどを通じて全世界の人がソースコードを入手できるようにする必要がありますか？

Answer いいえ

- ◆ ソースコードの提供相手は、ライセンスにより異なりますが、一般的には、配布先に提供すれば十分とするライセンスが多いです。
- ◆ ただし、ライセンスの中には、提供相手が指定されているケースや、いくつかの選択肢があるケースもあります。例えば、OSSのバイナリを提供した相手、OSSの開発コミュニティ、インターネットへの掲載等があります。
- ◆ したがって、誰にソースコードを提供するかは、利用する個々のOSSのライセンス条件を確認する必要があります。

OSSに含まれる他のOSSもライセンス遵守が必要？

Question

製品に組み込む予定のOSSは、他の複数のOSSで構成されています。製品において、複数のOSSそれぞれすべてのライセンスの要請事項に対応しなければなりませんか？

Answer はい

- ◆ OSSを構成する他のOSSの中には、開発者やライセンスが異なるものが含まれていることが考えられます。
- ◆ OSSを構成するすべてのOSSについてライセンスを確認のうえ、その条件を遵守する必要があります。

【関連情報】

Q:「OSSに含まれる両立しないライセンスのOSS対応は？」参照

依存関係でダウンロードされたOSSは気にせず配布可能？

Question

cocoapods、composerなどのライブラリ/パッケージ管理ツールによって、依存関係のある他のOSSがダウンロードされて組み込まれたOSSがあります。このOSSを配布する場合、ツールがダウンロードした他のOSSのライセンスは気にせず配布できますか？

Answer いいえ

- ◆ ライブラリ/パッケージ管理ツールによってダウンロードされた、依存関係のある他のOSSについても、配布する際の条件を遵守する必要があります。
- ◆ したがって、自分で開発元からダウンロードしたものと同様に、ライセンスを調査し、その条件を遵守してください。

両立しないライセンスのOSSを含むOSSを利用できる？

Question

製品に組み込む予定のOSS_Aは複数のOSSで構成されています。伝播性のあるライセンスのOSS_Bと、これと両立しないライセンスのOSS_Cが含まれていますが、このOSS_Aを製品にそのまま組み込むことはできますか？

Answer いいえ

- ◆ 伝播性のあるライセンスのOSS_Bが含まれる場合、伝播する範囲のすべてのOSSは両立するライセンスである必要があります。
- ◆ 両立しないライセンスのOSS_Cに対してOSS_Bのライセンスが伝播するのであれば、それらを製品に組み込んで販売するとライセンス違反になります。

(補足) この場合、もともとのOSS_A自体がライセンス違反ですが、製品の販売者もライセンス違反になります。

動作しないならライセンスを守る必要はない？

Question

製品に搭載してあっても動作することがないOSSが含まれています。この場合、このOSSのライセンスを特に気にしなくてもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ 動作しなくてもOSSを配布したことになります。
- ◆ OSSのライセンスを確認のうえ、その条件を遵守してください。あるいは、動作することがないOSSを取り除いて、製品を販売する方法もあります。

自動生成部分と一致したOSSのライセンス遵守が必要？

Question

市販の開発ツールでプログラムを開発したところ、自動生成された部分が、あるOSSと一致していました。調べたところ、このOSSも同じ開発ツールで開発されたことが分かりました。自社のプログラムを配布する場合、このOSSのライセンス条件を遵守する必要がありますか？

Answer いろいろ

- ◆ 対象のプログラムは、OSSに基づいて開発したわけではないので、OSSのライセンス条件を遵守する必要はありません。

デュアルライセンスへの貢献はデュアルライセンスにする？

Question

デュアルライセンスのOSSを、一方のライセンスを選択し、改変して配布しました。この改変部分を元のOSSコミュニティへ投稿するときは、元のデュアルライセンスで投稿する必要がありますか？

Answer はい

- ◆ OSSコミュニティが、投稿された改変部分を採用して配布する場合、デュアルライセンスで配布することになります。したがって、デュアルライセンスで公開されることを承知しておく必要があります。
- ◆ 選択したライセンスだけで反映してもらうことはできません。

デュアルライセンスへの貢献はデュアルライセンスにする？

Question

デュアルライセンスのOSSを、一方のライセンスを選択し、改変して配布しました。この改変部分を元のOSSコミュニティへ投稿するときは、元のデュアルライセンスで投稿する必要がありますか？

Answer はい

- ◆ OSSコミュニティが元のOSSに反映した場合、その反映版もデュアルライセンスで公開されることを承知しておく必要があります。
- ◆ 選択したライセンスだけで反映してもらうことはできません。

組込機器に組込んだOSSは配布にならない？

Question

組込機器にOSSを含めて販売します。当社は機器を配布（販売）しているのであって、OSSを配布しているわけではないし、ユーザーがOSSを取り出すこともできませんので、当社はOSSを配布していないという事になりますか？

Answer いいえ

- ◆ OSSが機器に組込まれた場合、機器が他人へ配布された段階で、中に含まれるOSSも配布された事になります。中からOSSを取り出せるかどうかは関係しません。
- ◆ したがって、OSSのライセンスを確認して配布する際の条件を遵守する必要があります。

著作権表示は著作者名だけでOK？

Question

著作権表示は著作者の名前を記載しておけばいいですか？

Answer いいえ

- ◆ 著作権表示は、一般的に、著作者名ではなく、「©のマーク」、「最初の発行年」、「著作権者の名前」の3点を記載*します。技術的に©の表示ができない場合は、(C)やCopyright で代用することも多いです。
- ◆ バージョンアップ等により修正版を公開する場合は、例えば、「© 2018-2019 The Linux Foundation」のように公開年を追加して記載することが一般的です。

*万国著作権条約に基づく記載方法です。

著作権表示は、ソースコードだけを確認すればいい？

Question

OSSの著作権表示は、ソースコードの先頭だけを確認すればいいですか？

Answer いいえ

- ◆ ソースコードの先頭部分以外にも、NOTICE、README、COPYING、LICENSE、AUTHORS等に記載されています。ただし、これらのファイルの中には、ライセンス自体の著作権表示がある場合があります。
- ◆ OSSのファイル数が多いと抽出漏れが発生する可能性があるので、FOSSology等のツールを活用するのも効果的です。
- ◆ 記載がない場合は、ダウンロードサイトから開発者を特定して著作権者を問い合わせる方法もあります。
- ◆ 【関連情報】Q:著作権表示は著作者名だけでOK？

OSSのWebサイトにあるドキュメントを利用できる？

Question

OSSを公開しているWebサイトに記載されているドキュメントや設計図をOSSと同じ条件で利用して自社製品に組込んでもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ OSSとドキュメント等の利用条件が同じとは限りません。Webサイトのドキュメントや設計図などを利用する場合は、そのドキュメントなどの利用条件を確認する必要があります。OSSとは異なる条件が設定されていることもあります。

OSSの書籍等に掲載されたサンプルコードを利用できる？

Question

OSSを紹介する書籍や雑誌などに掲載されていたサンプルコードを自社製品に組み込みたいのですが、自由に利用してもいいですか？

Answer いいえ

- ◆ 書籍等のサンプルコードであっても、自由な利用を許諾されているとは限らないため、その利用条件を確認する必要があります。
- ◆ 利用条件が記載されていない場合は、著作権者の許諾を得ない限り、利用することはできません。

【関連情報】

Q:OSSのWebサイトにあるドキュメントを利用できる？

OSSを製品に組み込んでもOSSは免責される？

Question

OSSを当社製品に組み込みました。そのOSSのライセンスに免責の条件が記載されているので、OSSに起因した製品の不具合について、当社はユーザーに対して免責になりますか？

Answer いいえ

- ◆ OSSのライセンス条件ではOSSの開発者を免責しています。OSSを組み込んだ製品を開発、販売した会社を免責しているわけではありません。
- ◆ 製品の免責事項については、製品の契約条件により決まります。



END

- ◆ Openchain-japan-wg のメーリングリストは、どなたでも参加可能です。
- ◆ 以下にメールを送信すれば、機械的に処理されます。（本文の内容は不要）
japan-wg+subscribe@lists.openchainproject.org